

「あるでよ徳島」での展示商品の選定基準

平成25年4月1日

1 展示商品の基本方針

徳島県内で生産又は加工された商品等で、次の2の「展示商品の規格」に該当する商品を取り扱うものとし、展示場所及び方法等は公益社団法人徳島県物産協会（以下「協会」という。）会長が決定する。

展示に当たっては、当協会に加入している会員が取り扱っているものを優先し、非会員の徳島県内に住所又は事務所を有する商工業者及び団体等が生産した商品等にあつては、概ね3ヶ月間、試験的期間として展示することができる。

2 展示商品の規格

次の（1）及び（2）の基準を満たすものであること。

（1）次のいずれかに該当するものであること。

- ア 生産者又は加工者が明記され、県内で生産されたことが判明できるもの。
- イ 販売者のみが記載されたものであつても、製造者固有の記号等で製造者の住所が県内であることが確認できるもの。
- ウ 県内に該当商品の製造・加工者が存在しないため、会員が県外業者に発注したもので、徳島県にしかない観光土産品としてよく特長が出ているもの。
- エ 県外で製造されたものであつても、その主たる原材料が徳島県産品を使用しており、商品の名称、包装、商品の形態、品質等が徳島県の観光土産品として相応しいと認められるもの。
- オ 徳島県並びに徳島県内の市町村、商工団体、農林水産団体等が指導開発し、その成果として商品化したもの。
- キ 徳島県内の福祉団体又は福祉施設が福祉活動の一環として製作した商品で、その販売が福祉活動の振興に寄与すると判断できるもの。

（2）次のいずれにも該当すること

- ア 申請者が、当協会の目的である「徳島県の商工業の発展への寄与」に賛同するもの。
- イ 商品の品質、価格等において、徳島県産品として相応しいと認められるもの。
- ウ 商品の安定供給が可能であり、徳島県産品として今後需要が見込まれ、奨励することが望ましいと認められるもの。
- エ 「製造物責任法」、「食品衛生法」、「健康増進法」、「JAS法」、「景品表示法」、「計量法」、「資源有効利用促進法」、「薬事法」、「酒税法」等の法律並びに行政庁の指導に基づく基準（ガイドライン）等の要件を満たしているもの。
- オ 輸入品にあつては、輸入した原材料を徳島県内で加工したものであること。
- カ 農林水産物にあつては、徳島県内で生産されたものであること。